

登録点検業務実施方法書 *(記載例)*

本登録点検業務実施方法書は電波法24条の2第3項の規定に基づく登録の申請書に添付する書類であり、登録を受けた後は、本書に従い、無線設備等の点検を適正かつ確実に実施する。

(点検を行う無線設備等に係る無線局の種別)

第1条 点検を行う無線設備等に係る無線局の種別は、別表第1号のとおりとする。

(点検の事業を行う事務所の名称及び所在地)

第2条 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地は、下記のとおりとする。

事務所：○○○無線株式会社 ○○支店

所在地：○○○-----

(管理者及び点検の業務を行う組織) *(法人の場合に限る)*

第3条 管理者は○○とする。 *(役職または氏名)*

2 点検の業務を行う部署は、○○課とする。

(無線局の種別ごとの点検員の氏名等)

第4条 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び電波法(以下、法という)別表第1に掲げる条件のうち該当するものは、別表第2号のとおりとする。

(点検に用いる測定器その他の設備の名称等)

第5条 点検に用いる測定器その他の設備の名称又は型式及び製造事業者名は、別表第3号のとおりとする。

(測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画)

第6条 管理者は点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに登録点検事業者等規則に基づく較正等を適切に行うために以下の基準により実施する。

ア 保守の方法

点検員は自ら日常点検を実施することとし、使用前の外観点検及び使用中の動作状態、機能を確認する。

また、測定器に異常が認められた場合は、必要に応じて精度及び性能の確認を行う。

イ 管理の方法

較正等を実施したときは、測定器の見やすい箇所に較正等の有効期限等を記載したラベルを添付する。

測定器等ごとに管理台帳を作成しておく。管理台帳には、名称、型式、製造者名、製造番号、取得年月日、較正年月日、較正機関、その他必要な事項を記載する。

ウ 較正等の計画

測定器等の較正等は、較正等を行った日の属する月の翌月の1日から1年以内を基準として較正等の計画を策定する。

測定器等の較正等は、指定較正機関によるものとする。

- 2 点検に用いる測定器のうち別表第3号に「レンタル」と示す機器は、必要の都度、〇〇〇〇（株）と契約し較正期限内の機器をレンタルして使用する。
- 3 点検員は、点検に用いる測定器等の異常を認知したときは、管理者に報告し、修理等を受ける。
- 4 管理者は、較正期限切れ等の測定器等を点検に使用させてはならない。

（無線局の種別ごとの点検の実施方法）

第7条 以下の点検実施方法は点検を実施する全ての種別に適用する。

- 2 管理者は、点検の依頼内容を確認し、点検員及び測定器等の実施計画を策定する。
- 3 点検員は、点検の実施前に点検対象無線局の諸元の確認、点検の実施項目の確認、点検の実施方法の確認を励行する。
- 4 点検は、次の事項に留意して行う。
 - ア 依頼者（免許人又は予備免許を受けた者をいう。以下同じ。）及び当該無線局に選任された主任従事者又は無線従事者（電波の発射を要する場合に限る。）の立会いの下に実施する。
 - イ 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施する。
- 5 点検の実施方法は、平成9年郵政省告示第666号に基づいて実施する。
（点検の実施方法が告示以外の方法による場合は、「別紙に示すとおりとする」と記載し、当該告示に準じてその方法を規定する。）
- 6 点検を実施したときは、点検員は速やかに登録点検結果通知書（様式は登録点検規則に定められているもの（又は地方総合通信局長の承認を受けたもの）とする。）に点検結果を記載し、管理者の承認を受けるものとする。
- 7 レンタル機器によって実施した場合は、較正等済の証票の写しを登録点検結果通知書に添付する。
- 8 管理者は、点検員から提出された登録点検結果通知書について、記載漏れ及び点検漏れがないかどうか、また、適切な点検が実施されたかどうかを確認する。
- 9 点検の一部を委託する場合は、当該無線局の点検業務を行うことができる登録点検事業者とする。
- 10 管理者は点検を実施する無線局を限定している点検員に船舶局、海岸局等の種別の無線局の点検を実施させてはならない。*（船舶局、海岸局、航空機局、航空局の点検を行う場合で限定された点検員がいる場合に限る）*

（点検の一部委託の特例） *（対象となる無線機器の点検を一部委託する場合のみ記載すること）*

第8条 以下の場合においては、登録点検事業者以外の者に対し点検の一部を委託する。この場合、委託する場合の基準及び委託先ごとの委託する点検項目については別表第4号のとおり定める。

- ア 対象無線局が航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局または宇宙物体に開設される実験試験局であって、委託先が点検の対象無線機器を製造、試験、調整又は修理することを事業として行う者であること。

- イ 対象無線局が船舶局、無線航行移動局または遭難自動通報局であり、委託先が船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者であって、業務に関する協定を締結していること。（遭難自動通報設備、双方向無線電話又はレーダーの点検に限る）

（点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項）

第9条 管理者は、次の事項を記載した点検の業務に関する帳簿（又は登録点検結果通知書の写し若しくはこれに代わるもの）を事務所に備え付け、事業年度ごとに整理して、帳簿の使用を終わった日（又は点検結果通知書の通知の日）から6年間保存しなければならない。

ア 点検を行った無線局の種別、識別信号、免許の番号（予備免許の番号又は許可の番号）及び検査の種別

イ 点検依頼者

ウ 点検を行った年月日

エ 点検を行った場所

オ 点検の結果

カ 点検を行った点検員の氏名

キ 点検を行った際に使用した測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日及び校正機関名又は校正等を受けた方法（ただし、副標準器による校正等を実施した場合は、当該機器の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日及び校正機関名も記載）

ク 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号

2 管理者は、測定器等の保守及び管理並びに校正等の記録を作成し、その作成日から6年間保存しなければならない。

3 管理者は、登録証を事務所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

4 管理者は、当該登録点検業務実施方法書を保管し、その写しを点検員及び関係者の閲覧に供する等周知徹底に務める。

（その他）

第10条 無線設備等の点検を実施したときは、登録点検実施通知書をもって依頼者に通知しなければならない。

別表第1号 点検を行う無線局の種別（第1条関係）

無線局の種別
固定局
基地局
携帯基地局
陸上移動局
携帯局
船舶局
海岸局
船舶地球局

別表第2号 無線局の種別ごとの点検員の氏名等（第4条関係）

無線局の種別	氏名	法別表第1に掲げる条件 (無線従事者等の資格(免許証番号等)・学歴及び経験の内容)	法別表第1の該当条号	備考
別表第1号の無線局	関東 太郎	第1級陸上無線技士 (免許証番号)	法別表第1の1号	
	関東 次郎	〇〇通信大学 電波工学科卒業(業務経験5年)	法別表第1の3号	
	関東 三郎	米国〇〇工科大学 電子工学科卒業(業務経験3年)	法別表第1の4号	
船舶局、海岸局を除いた別表第1号の無線局	関東 四郎	第1級陸上特殊無線技士 (免許証番号)	法別表第1の1号	
	関東 五郎	(財)無線設備検査検定協会の点検員(点検員認定番号)(業務経験3年)	(登録点検事業者等規則付則2項)	

別表第3号 点検に用いる測定器等の名称等（第5条関係）

名称又は型式(注1)	製造事業者名	法別表第2	備考
周波数計 (△△△)	〇〇〇	義務較正	
スペクトル分析器 (△△△)	〇〇〇	義務較正	(株)ABC からレンタル(注2)
高周波電力計 (△△△)	〇〇〇	義務較正	(株)△△と共同所有
スペクトル分析器 周波数計 高周波電力計 (無線機テスター) (△△△)	〇〇〇	義務較正	
オシロスコープ (△△△)	〇〇〇		
レベルメータ (△△△)	〇〇〇		

注1 複合機能を有する測定器の場合も、電波法第24条の2別表第2に掲げる名称を記載する。

また、できるだけ名称と型式の両方を記載する。

注2 他社から測定器をレンタルする場合は、以下の点に注意すること。

- ・ 登録点検に使用できる測定器であること。
- ・ 「較正証明書」が必要であること。複合機能を有する測定器の場合は、必要な機能ごとに証明書が必要である。
- ・ 基本契約によらないレンタル(スポット契約)の場合は、機器のレンタル及び返納の都度、当該装置に係る変更の手続きを行う必要がある。

別表第4号 点検を一部委託する場合の基準及び委託先ごとの委託する点検項目（第8条関係）

（航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局または宇宙物体に開設される実験試験局の場合）

1 点検を一部委託する場合の基準

- (1) 委託先ごとに、委託する点検項目を規定する。
- (2) 無線設備の電気的特性の点検を委託する場合は、委託先は点検の対象無線機器を製造、試験、調整又は修理することを事業として行う者とする。
- (3) 無線設備の電気的特性の点検以外の項目を委託する場合は、当社と委託先が一体となって総合的に点検を行う体制を確立する。
- (4) 委託を受けた者から点検結果を受領した場合は、その内容について十分確認する。
- (5) 上記点検結果については、当社の責任のもとに依頼を受けた免許人あてに提出する。

2 上記(1)に基づく委託先ごとの委託する点検項目

委託先事業者名	委託する点検の項目
ABC Company	電気的特性の点検以外の項目
Haney INC.	WX RADER, ELT, LRRRA
Call co.	HF, VHF, ATC T/P, ACAS
株式会社〇〇	ELT

（船舶局、無線航行移動局または遭難自動通報局の場合）

1 点検を一部委託する場合の基準

- (1) 遭難自動通報設備、双方向無線電話及びレーダーの点検に限る。
- (2) 委託先が船舶安全法に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者とし、業務に関する協定を締結する。
- (3) 委託を受けた者から点検結果を受領した場合は、その内容について十分確認する。
- (4) 上記点検結果については、当社の責任のもとに依頼を受けた免許人あてに提出する。

2 上記(2)に基づいて業務協定を締結した委託先

委託先事業者名	委託する点検の項目
〇〇船舶用品株式会社	遭難自動通報設備、双方向無線電話及びレーダー
株式会社△△商店	遭難自動通報設備、双方向無線電話及びレーダー
株式会社×× サービスセンター	レーダー
□□船具有限会社	遭難自動通報設備、レーダー